

本 出 肇

I はじめに

平成27年大阪市北区医師会臨時社員総会を9月26日の土曜日  
に開催し、定款施行細則第48条入会時納付金規定の改定いたし  
ました。6か月の猶予期間を経て平成28年4月より施行する予  
定です。

以下の新旧対照表にある(旧)入会時納付金は、入会金と協  
力金に分かれます。

旧定款施行細則では、管理医師、開設者いずれかに変更があ  
る場合にも新たに協力金負担義務が発生することとなっていま  
した。

(新)では、協力金を入会時協力金、開設者変更時手続き料、  
管理医師変更時手続き料に区分けしました。

この改定の要旨につきまして、過去の入会時納付金の変遷を  
加え説明いたします。

大阪市北区医師会 定款施行細則の改正について  
新旧対照表

(旧)

第48条 (入会時納付金規定)

入会時に納付する入会金及び協力金は次の通り  
にする。

- (1)入会金(入会時会員負担)
  - A会員……30万円
  - B会員……2万円
  - C会員……0万円
- (2)協力金……250万円

但し、(イ)協力金は、会員または会員になろうとす  
る医師が北区内で新たな医療施設を開業する際に支払う  
ものとし、診療所を開設する医師については、管理医師  
または開設者のいずれかに変更がある場合にも新たに協  
力金負担義務が発生するものとする。但し、管理医師の  
変更に関わらず医療機関としての継続性が認められる病  
院や事業所内の健康管理を専らとし、一般患者の保険診  
療を行わない事業所内診療所については、変更申請に際  
して、その都度理事会で決定する。

(新 案)

第48条 (入会金、入会時協力金 開設者、管理医師変  
更時負担金規定)

入会時に納付する入会金、入会時協力金及び開設  
者、管理医師変更時手続き料は次の通りとする。

- (1)入会金(入会時会員負担)
  - A会員……30万円
  - B会員……2万円
  - C会員……0万円
- (2)入会時協力金……250万円
  - 開設者変更時手続き料:250万円
  - 管理医師変更時手続き料:70万円

(イ)入会時協力金は、会員または、会員になろうとする医師  
が北区内で新たな医療施設を開業する際に支払うものとす  
る。

開設者の変更がある場合新たに手続き料を負担すること。  
管理医師の変更がある場合新たに手続き料を負担すること。  
但し、開設者の変更申請に際して、変更が医療機関の大幅  
な変更(事業決定権を持つ事業母体の変更など)を伴わない  
場合、開設者変更時手続き料減免措置を、その都度理事会  
で決定する。

(附則)施行細則改正施行は、総会にて議決された日より6  
か月間の猶予期間を設ける。

## II 医療機関事業形態の多様化に伴う入会時納付金の変遷

① 北区医師会発足当時、医療機関は個人開業診療所（開設者、管理医師（A会員）が同一）もしくは病院（院長が管理医師（A会員）で常勤勤務医師（B会員））の2形態しか存在しませんでした。

当時の状況を踏まえ本会は定款及び定款施行細則で会員資格、会員区分、入会時協力を規定しました。

入会時協力金の額は、当時の北区医師会全財産を、A会員総数で割った250万円と定め、親族（2親等以内）への診療所継承時は入会時協力金義務を免除することとした。

「ちなみにH27、3末時点 正味財産期末残高をA会員数で除した金額は、245万585円です。」

② 高度成長期、企業従業員の健康管理、福利厚生目的で企業内診療所が登場します。

企業内診療所は、派遣元の大学人事で、管理医師の短期間交代があるため、その都度入会時協力金が発生することが問題となりました。

本会は医療機関としての継続性が認められる病院や事業所内の健康管理を専らとし、一般患者の保険診療を行わない事業所内診療所については定款施行細則で入会時協力金負担義務の免除を新たに設けました。

③ 2001年に新自由主義を掲げる小泉政権下で設置された

「総合規制改革会議」で、医療への株式会社導入が示され、医療機関経営への規制改革が進み、大病院ブランチ診療所、株式会社や、医師以外の開設者が経営する医療施設が登場しました。

これらの中には経営権の継承の際、巧みに開設者、管理医師の変更を繰り返し、初期の診療形態と全く異なり医療行為責任の所在が不明確になる医療機関が出現し問題となりました。

本会は診療所を開設する医師については、管理医師または開設者のいずれかに変更がある場合にも新たに協力金負担義務が発生するものと定款施行細則を改めました。

また同時に公平を期すため、親族への診療所継承時の入会時協力金負担義務免除を廃止しました。

④ ここ数年、医療事業形態が変化し、1人の開設者が多施設を運営する医療機関が出現。開設者と管理医師が異なる医療機関が増えてまいりました。管理医師が関係医療機関内を頻繁に変更する場合があります。そのような医療機関では改定前の定款施行細則の下で、250万円の管理医師変更時協力金を数度にわたり負担された医療機関もごさいます。

現在、本会医療施設の2割以上が開設者と管理医師が異なり、さらに増加しつつあることを考慮すると管理医師の

変更は今後頻繁に行われる趨勢です。このようなケースの増加に鑑み、新たな対応が必要になりました。入会金等の規則を取り扱う会館諸規則委員会を中心に協議を重ね、本会顧問弁護士の意見を参考しております。

### Ⅲ 新たな定款施行細則

新定款施行細則では開設者、管理医師の変更時の負担金を変更時手続き料と称し、旧の管理医師が変更された時の協力金の250万円を廃止し、管理医師変更時手続き料(70万円)を新設することで、管理医師変更時の負担を軽減することといたしました。

また今回も公平性の確保のため、病院、事業内診療所の管理医師変更時の協力金負担義務免除を廃止することにしました。

ただし、開設者の変更申請に際して、変更が医療機関の大幅な変更(事業決定権を持つ事業母体の変更など)を伴わない場合、開設者変更時協力金減免措置を、その都度理事会で決定することとしました。

一部の医療機関にはご負担をおかけすることになりますが、なにとぞご理解いただくとともに今後とも変わらぬご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

